

秩父市農業委員会 令和4年第12回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年12月22日(木) 午後2時01分
- (2) 閉会日時 令和4年12月22日(木) 午後3時55分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	◎糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	遅参
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	欠席			小久保 健 司	欠席
7番	○横 田 友	遅参		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席	●	第6 区域	新 舟 文 男	出席
13番	設 楽 治 男	出席	●		千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

一印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第58号 秩父市農業委員会農地改良等及び農地転用に関する  
指導要綱について ( 1 件)
- 議案第59号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し  
農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について ( 2 件)
- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について ( 4 件)
- 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について ( 3 件)
- 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について ( 3 件)
- 議案第63号 農用地利用集積計画の決定について ( 1 件)
- 議案第64号 農用地利用配分計画の意見について ( 1 件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	川 上 貴		主席主幹	小 嶋 祥 弘	書記
参 与	宮 前 房 男		主 事	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（糸東男会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（糸東男会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸東男会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**川上事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

**議長（糸東男会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。12番 豊田 恵男 委員 及び 13番 設楽 治男 委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（糸東男会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明を致させます。

**川上事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。2件報告いたします。

1の番号1は、申請人が老人ホームを建設する計画で、令和4年8月の総会において農地法4条の規定による許可についてご審議いただきました土地ですが、計画に変更を生じたことから申請の取り下げ願いが提出されたものでございます。なお改めて本日の総会、議案第61号で、ご審議をいただきます。よろしく願いいたします。

2の番号1は、平成13年9月総会において、ご審議をいただき同年10月22日付けで農地法第5条の規定による許可（許可番号5-199）をされていた案件でございまして、申請人によりまして、転用目的は自己用住宅の建築を計画しておりましたが、住宅建築を試みたところ、地盤状況がよくないので、計画をあきらめ、畑のまま耕作を継続していることから、今回取消の申請が提出されたものでございます。

**議長（糸東男会長）** ただ今の説明について質問はございますか。

**議長（糸東男会長）** 質問はございますか。無いようですの以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいただきます。

川上事務局長

【議案説明】 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書1ページ 議案第58号 秩父市農地改良等及び農地転用に関する指導要綱についてでございますが、「秩父市農業委員会農地改良等及び農地転用に関する指導要綱について」と訂正をお願いいたします。次に本文1行目「次のとおり、「秩父市農地改良等」を「秩父市農業委員会農地改良等」と訂正をお願いいたします。また、郵送で配布させていただきました資料について訂正がございますので本日お配りしたものと差し替えをお願いいたします。議案書7ページ、議案第63号 番号1でございますが、貸付地の面積を3,433㎡となっておりますが、4,009平方メートルに訂正をお願いいたします。また関連してこの議案に関する別紙1 農地利用計画の決定についてでございますが、ナンバー3を面積を1,003㎡から600㎡、またナンバー4を331㎡から1,346㎡に訂正いただき、合計の面積が3,433㎡から4,009㎡に変更をお願いいたします。

それでは、令和4年 第12回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第58号	秩父市農業委員会農地改良等及び農地転用に関する指導要綱の制定について	が1件、
議案第59号	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し 農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について	が2件
議案第60号	農地法第3条の規定による許可申請について	が4件
議案第61号	農地法第4条の規定による許可申請について	が3件
議案第62号	農地法第5条の規定による許可申請について	が3件
議案第63号	農地利用集積計画の決定について	が1件
議案第64号	農用地利用配分計画の意見について	が1件

以上でございます。 よろしく申し上げます。

日程第7

議案審議 議案第58号秩父市農業委員会農地改良等及び農地転用に関する指導要綱の制定について（1件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第58号「秩父市農業委員会農地改良等及び農地転用に関する指導要綱の制定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をいただきます。

議事務局（川上事務局長） 議案第58号について説明いたします。

お配りした資料をご覧ください。今回の議案でございますが、農地改良及び農地転用において、本年も無届または無許可、農振の除外申し出で等の手続きを行わず、事業を行ってしまう農地所有者、事業者が見受けられております。

また、届け出を行い、地改良等を実施するものの届け出以上の土砂の搬入を行う、もしくは搬入後も耕作を行わず放置されている状態も見受けられております。平成26年度には、埼玉県のと綱等に基づき、当農業委員会から秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則における、条例規制対象面積を農地について、500㎡から1,000㎡への緩和を要望し改定した経緯がございます。埼玉県は、農地改良等の取扱いに関する要綱が定められており、その要綱にも定義されておりますように、農地改良は「農地の保全、もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為」であり、単なる残土の処分を目的として行うものではないことに留意するものとなっております。秩父市では、方針として、不正な土砂たい積、埋め土の防止を目的としておりその一環として「秩父市土砂等のたい積対策本部」が令和4年8月18日に設置されました、11月25日付けでこの対策本部長でもある秩父市長より農業委員会 会長あてに、不適正な土砂等のたい積を抑止するための取組として、農地改良等における手続きの名文化について依頼がされております。以上のようなことから、埼玉のと綱に定められている内容を補完するため今回の要綱制定について告示と施行について、議案審議をお願いするものでございます。なお審議いただき可決をいただきましたら、令和4年12月23日 審議可決後告示令和4年1月1日付での施行とし、ホームページ、市報等でお知らせを行いたいと考えております。以上でございます。

**議長（桑東男会長）** はい事務局の説明が終わりました。議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**事務局（川上事務局長）** 補足説明をさせていただきますが、郵送でお送りした資料と変更のある部分はこの要綱に関して、秩父市の条例、要綱の制定担当課より指導を受け赤字で訂正をしております。また主な点として、農地改良において耕作に適した土を搬入する場合、隣接農地のみでございましたが、苦情や相談が寄せられていることから隣接する宅地や雑種地所有者からも同意を頂くこととしております。

**議長（桑東男会長）** この議案に対してご意見等はございませんか。少し時間をいただきますか。

**2番上井克彦委員** この議案、要綱の概要について説明願います。

**事務局（川上事務局長）** この要綱につきましてはすでに埼玉県で定めており、その県要綱も配布させていただきました。概要については、隣接地権者全てから同意を得るべく、届出、許可等を得ずに農地改良、転用を行ってしまった者に対して始末書の提出や現状回復を求めることができるものとなっております。農地改良等を行い、その後耕作を行わない者もおりますので、作付に関する誓約書、隣接地権者の同意書も様式として制定するものでございます。

**9番青野孝司委員** 9番青野です、13条で違反転用者への対応ということで2行目に違反転用者に対する事務処理要領と有りますが、その要領が添付されておりません。どのような内容か説明をお願いしたい。また要領は定めているのかお聞きしたい。

**事務局（川上事務局長）** 事務処理要領は埼玉のと事務処理要領となっておりますが、違反を現地確認した上で口頭指導、申し入れを行い、その申し入れに従わない場合は始末書の提出を求めることとなり是正をしていただきます。それでも是正されない場合は行政処分に向けた刑事告発を行うこととなります。農地法において罰則規定が設けられており3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金となっており、違反者に対して農林振興センターと協力し指導を行って

いく要綱、要領となっております。

**9番青野孝司委員** 埼玉県 の指導要綱との事ですが、正式名称を明記しないと効力を発揮できないのでは無いでしょうか。

**事務局（川上事務局長）** 正式名称として、第1条及び第2項に明記をしてございます。

**13番設楽治男委員** 埼玉県 の要綱との相違点は。

**事務局（川上事務局長）** 第3条の11隣接地権者、管理者の同意を得ること。13において一般廃棄物及び産業廃棄物の埋め立て、搬入を行わないことを確約させる旨の誓約書について提出を求めています。

**議長（糸東男会長）** 他にございますか。改定することがあれば協議して改定していくということよろしいでしょうか。

**議長（糸東男会長）** 他に質疑ありませんか。（採決を要請する声有り）

質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第58号「秩父市農業委員会農地改良等及び農地転用に関する指導要綱」を定めることについて賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 賛成多数（賛成10名）であります。よって、本案は、議案のとおり要綱を制定することに決しました。

議案第59号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の見直し

農地法施行規則第17条第2項による区域の指定について（2件）

**議長（糸東男会長）** 次に、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し 農地法施行規則第17条第2項による区域の指定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

**事務局（宮前参与）** 議案書2ページをご覧ください。

1の農地法施行規則第17条第1項による区域及び下限面積

2の同法同条第2項の規定に基づく最小面積については、変更ございませんので、説明を省略させていただきます。

改めて、議案書3ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の〇〇 字 〇〇 畑 ・ 筆 ・ ・ 平方メートルを設定するものです。案内図をご覧ください。申し出の所在につきましては、〇〇の南側に隣接した土地で平成・ ・ 年に相続により取得した土地です。農地の所有者は、〇〇〇に居住し、・ ・ ・ m<sup>2</sup>の田畑を所有していますが、加齢（・ ・ 歳）とともに全ての農地を耕作することが困難となってきたので、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。説明は以上です。

**事務局（川上事務局長）** 議案第59号番号2について説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。

1の農地法施行規則第17条第1項による区域及び下限面積、2ページ、2の同法同条第2

項の規定に基づく最小面積については、変更ございませんので、説明を省略させていただきます。

改めて、議案書3ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2 農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号2の ○○字○○ 畑 ・筆 合計・・・平方メートルを設定するものです。案内図をご覧ください。申し出地の所在につきましては、○○○より南南東・・・メートルの付近に位置し、昭和・・・年、贈与により取得した土地です。現地の状況から2種農地と判断いたしました。この土地の所有者は、現在○○地内に在住しておりますが高齢となり、自宅から距離が離れていることから、農地として耕作することが困難であり、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、・・・番は面積に相違が見られるようでございますが、登記面積での申請となっております。対象地についてはごく一部が当該の畑より除かれた石置き場となっておりますが、果樹等が植えられており耕作されている農地でした。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** はい事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。番号1ですが、ただ今事務局より説明のあったとおりです。現地は耕作出来る状態であり、私は賛成いたします。3条で許可を頂く案件ですので推進委員さんの意見を尊重したいと思います。ご審議をお願いいたします。

**1区 吉川 稔推進委員** 1区吉川です。先日現地を加藤委員さん、事務局と確認いたしました。事務局より説明のあったとおりです。面積は広くないのですが、農地で耕作していただけるので、良いと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

**12番 豊田 恵男委員** 12番豊田です。番号2について説明します。内容は事務局説明のとおりで、申出者は体力の低下が見受けられる状態で行いました。倉林推進委員の意見も伺いご審議いただくようお願いいたします。

**2区 倉林 幸男推進委員** 2区の倉林です。先日豊田委員さん、事務局と現地確認を行いました。内容は説明のあったとおりですが、10月の農地パトロールでは除草されていない状態でした。現在は保全管理状態ですが、所有者本人は耕作できない状態です。現地は古墳群の中にあり耕作していただける人が居れば良いと思います。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第59号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおりで、許可を相当とすることに決しました。

議案第60号上程 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（宮前参与）** 議案書4ページをお開きください。私からは、番号1 について、説明いたします。申請地は、〇〇字〇〇 畑・筆・・・㎡で、〇〇〇の南西・・・メートル付近に位置し、平成・年、相続により取得した土地で、畑として耕作されています。申請事由ですが、農業経営規模拡大のためです。譲受人の現在の耕作面積は、〇〇〇に約・・・㎡を所有し、果樹栽培(ぶどう・柿)と野菜(白菜・大根・ネギ・ジャガイモ等)と作付けしています。前回の総会では、所有地の中に遊休農地化した畑が1筆(310㎡)あり、審議保留としましたが、解消(保全管理)されたことから、改めて審議をお願いするものです。所有する農機具は、トラクター1台、耕運機2台、軽トラ1台です。譲受人は、申請地の隣接地に居住し、農作業歴は10年です。作付計画では、半分を樹園地として柿・イチジクを、のこり半分でネギ・ナスを栽培する計画です。説明は以上です。

**事務局（川上事務局長）** 番号2について説明します。本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、〇〇字〇〇 畑・筆・・・㎡、平成・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地の所在につきましては、国道299号蒔田交差点より北東へ約600メートル付近に位置しております。またこの土地は農業振興地域の農用地区域に位置する第1種農地です。申請事由ですが、譲受人は現在、寺尾地内に居住しておりますが、居住を行う目的で隣接する宅地を購入するとの事です。

今回新規就農を希望しているため、併せて申請地を売買により取得をしたいとのことでございます。申請地は現在、保全管理の状態でございますが、農地取得後はジャガイモをはじめとする野菜等を栽培する予定です。耕作労働力は本人、年齢は・・・歳ということで農業経験もありますが、面積も小さいことから特に問題は無いと思われまます。

番号3について説明します。本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、〇〇字〇〇 畑・筆・・・㎡の内・・・㎡で、平成・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇南南西、・・・付近に位置しています。申請事由ですが、譲受人は・・・歳で、現在、〇〇に居住しておりますが、新規就農を目指し、来年の3月ごろを目途として、近くの実家を居住地とする考えをお持ちのようでございます。別段の下限面積20アールをクリアするため、新たに、小鹿野地内においても・・・㎡を同時に取得する予定となっており、小鹿野町農業委員会の議決による許可と同時にやりたいと考えております。今回の申請地は母親と使用貸借契約により耕作を行う予定で、現在も申請地は梅等が栽培されているとともに野菜の耕作を行っている状態でした。耕作労働力は本人と妹ということで、すでに耕運機1台、草刈機1台、軽トラ3台を確保しているとの事です。

参考までに申し上げますが、・・・㎡の内・・・㎡は令和元年9月に5条の許可により〇〇〇が設置されております。以上ご審議賜りますようお願いいたします。

**事務局（笠原主査）** 私からは、番号4について説明します。本件は、先月の令和4年第11回定例総会において審議いただいた「議案第53号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規程に基づき決定された、〇〇字 〇〇〇 畑。筆・・・㎡について、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したことから、このたびの申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。土地の所在につきましては、〇〇〇東・・・mに位置し、令和・年に相続により取得した土地です。譲受人は現在、遠方に居住しておりますが、先月の令和4年第11回定例総会において皆様に審議・賛成いただきましたとおり、申請地の西側の隣接地に自己用住宅を建築し移り住む予定です。譲受人に農作業経験はなく新規就農であります。申請地周辺に居住している農作業経験が20年ある父に指導を受けながら、耕作を行う予定です。作付



計画では、ジャガイモ、玉ねぎ、ニンニク、サツマイモを栽培する計画です。なお、住宅を建築し移り住むまでの期間については、月に1回程度帰郷した際に畑の耕作および保全管理を行う予定です。それ以外に必要な場合には、申請地周辺に居住している父に管理してもらう予定です。現地を確認したところ、保全管理がされている土地でした。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。60号1番ですが、事務局より説明がございました。これは前回審議前に取り下げられた案件でございます。申請事由が経営規模の拡大との事ですが、経営規模を拡大するには、申請人の所有する農地が管理されていることが条件として求められます。

しかし、申請人所有の農地において一か所、黄色判定されたことから現地確認したところ今回刈り払いされ、果樹苗が植栽されておりました。私は農地の有効活用が期待できることから今回、賛成したいと思います。3条案件ですので吉川主審委員の意見も尊重しご審議いただくようお願いいたします。

**1区 吉川 稔推進委員** 1区吉川です。加藤委員、事務局より説明の有ったとおりです。前回、審議前に保留されたのですが、今回は現地を再度確認したところ、数本の果樹苗が植栽されており経営規模拡大との事ですので良いことだと思います。ご審議よろしくようお願いいたします。

**12番 豊田 恵男委員** 12番豊田です。番号2、3に説明します。番号2については先月の総会で別段で審議した案件です。空家バンクを通じ購入する宅地に隣接する農地です。以前は農地調査で黄色判定をしておりました。先日現地確認したところ耕作可能な状態となっております。家庭菜園等で活用していただけるとよいと思っています。倉林推進委員の意見も尊重していただきたいと思っています。

次に3番ですが、この案件は譲渡人が母、譲受人が息子であるとのことで、問題は無いと思われませんが、書類を見ると、この3条案件で審議を行うのが良いのかとも考えられます。譲受人が・・・歳との事ですので、耕作してもらいたいと思います。

**2区 倉林 幸男推進委員** 2区の倉林です。2番と3番です。2番は豊田委員、事務局と先日確認を行いました。内容は先ほど説明の有ったとおり問題は無いと思います。この畑は狭小地でもあり、耕作機械の入らないような土地です。このような土地で耕作を行うのは良いことだと思います。

3番についても現地確認を行いました。現地は〇〇〇と一体となった農地ですが、良く管理された農地です。ただ3条許可は必要ない案件だと思われれます。親子で行うとの事で疑問は生じますが、ご審議の程宜しくようお願いいたします。

**2番 上井 克彦委員** 4番については事務局説明のとおりです。譲受人は〇〇〇在住ですが、父親の居住する近所に家を建てるとのことで、その隣接にある畑を耕作するとの事です。良いことだと思いますので、ご審議をよろしくようお願いいたします。

**5区 木村 初枝推進委員** 5区の木村です。4番の件ですが、上井委員さん、事務局と現地を確認しました。新規就農ということで、家を建築し家庭菜園として利用するという事で良いことだと思います。対象地は通りに面しており、よく見られる場所です。畑として利用しますので、ご

審議の程宜しくお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第60号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第61号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（3件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主事）** 私からは、番号1について、説明します。

議案書の5ページをご覧ください。申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 〇〇畑・筆・・・㎡で平成・・・年に相続により取得した土地です案内図をご覧ください。申請地は〇〇から南西にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。本件は、令和4年第9回総会・議案第42号・番号7で審議を行った農地転用における譲渡人の違反転用を是正するものです。転用目的は、〇〇〇の敷地拡張です。申請事由ですが、昭和48年頃、申請者の父が農地法の許可を得ずに対象地へ〇〇およびコンクリート舗装を建築し、使用しておりました。その後、申請者が土地及び建物を相続し、現在に至るまで居住しております。この度、申請者が引き続き自己用住宅の敷地として使用していきたいとして、始末書添付の上、申請されました。新たな資金は発生しません。また、隣接地に申請者以外が所有する農地はありません。説明は以上です。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号2について説明いたします。

本案件につきましては、令和4年8月22日開催の第8回定例総会で審議いただき議決いただきましたが、諸報告1番号1 農地法第4条の規定による許可申請書の取下げを行った案件です。当初、申請者本人が老人ホームを経営する目的で老人ホームの建設を行う計画でしたが、有料老人ホーム設置について埼玉県福祉部と協議を行う中で個人での経営を断念したため、取下げとなりました。このたび、埼玉県福祉部との協議が整い、申請人が老人ホームを建設し、法人へ土地・建物を賃貸借し、同法人が有料老人ホームを経営する計画となりました。

これにより、改めて「貸有料老人ホーム」の建設を目的に申請されたものです。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。申請地は、〇〇字〇〇畑・筆・・・㎡と 〇〇字〇〇畑・筆・・・㎡ の計・筆・・・㎡です。案内図をご覧ください。〇〇〇の南南東・・・m付近に位置し、昭和・・・年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、本申請地は昭和・・・年と昭和・・・年に農地転用許可を受け〇〇・棟を建築しましたが、老朽化に伴い平成・・・年に取

壊しました。工事完了届及び土地地目変更登記をしなかったことから、新たに、敷地の有効利用を図りたいと〇〇〇の建設のため、農地転用許可申請がなされたものです。施設は、エレベーター1基を備えた2階建てで、居室は1階に10室、2階に22室の計32室です。隣接地に農地は無く、資金計画も整っており、問題はないと考えます。なお、その他関係法令に基づく手続きとして、秩父市開発行為に関する指導要綱に基づく事業計画事前協議申出は協議済です。現地を確認したところ、建物の取り壊し後の更地の状態です。説明は以上です。

**事務局（笠原主査）** 私からは、番号3について説明をいたします。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は、〇〇字〇〇畑・筆・・㎡で、令和・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地〇〇〇西北西、約・km付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、〇〇〇施設です。

申請人は、申請地を相続により取得しましたが、自身は農業をしておらず、草刈りなどの保全管理をするのみで農地を持て余している状況です。毎年の草刈りなどの負担も大きいことから、本件申請地に〇〇〇を設置し、防草シートを敷設することで、保全と土地の有効活用ができる〇〇〇を設置したいと申請するものです。

資金調達計画は整っており、事業計画では、〇〇〇の外、必要な機器を設置する計画です。隣接農地の承諾書が添付されております。一部、申請地の南側隣接農地の所有者と南西側隣接農地所有者からは何度か訪問しましたが不在のため、同意書の取得が出来なかった旨の理由書も添付されております。南西側隣接農地所有者は申請人の親戚であり、普段から〇〇〇の設置について話しており、特段反対意見は出ていないこと、また、万が一問題が生じた場合には誠意をもって対応する旨の記載があることから、問題はないものと思われまます。現地を確認すると、保全管理の状態となっていました。説明は以上です。

**議長（桑東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**13番 設楽 治男委員** 13番設楽です。番号1について説明します。事務局より詳細な説明が有りましたが、これは先般の転用申請で現地を確認した際に発見された案件です。この件についてはやむを得ないと思っておりますのでご審議をお願いいたします。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。事務局より説明のされたとおりです。埼玉県との協議等が成されており、個人が賃貸借により施設を建設するのでやむを得ないと思っております。ご審議頂くよう、よろしくお願いいたします。

**2番 上井 克彦委員** 3番の案件ですが、現地を確認いたしました。保全管理の状態でございますが、〇〇〇〇の設置ということで、埼玉県等に申請書類等の提出もされておりますし、隣接地権者からの同意も得ております。問題は無いと思われまますのでよろしくお願い申し上げます。

**議長（桑東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**4番 加藤 勝市委員** 4番加藤です。確認としてお伺いいたしますが、市の方針として農振農用地に〇〇〇〇の設置は認めないが、農振地域以外の農地については設置を認めるということで良

いのでしょうか。

**事務局（川上事務局長）** 議長、休憩を要望します。

（休憩）（15:08～15:22）

**議長（糸東男会長）** 休憩前に引き続き会議を行います。

**事務局（川上事務局長）** やむを得ないが、許可権者（埼玉県）による判断となります。

**議長（糸東男会長）** 他に質疑 又は 意見はありませんか。

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第61号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 賛成多数（10名）であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第62号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （3件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（小嶋主席主幹）** 私からは、番号1について説明いたします。

譲受人・譲渡人・契約の内容等は議案書記載のとおりです。申請地は、〇〇〇字〇〇畑〇筆・・・㎡で、令和・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇北北西・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅です。譲受人は、現在市内に父親から住宅を借りて居住しておりますが、住居が老朽化し住み続けることが難しくなり、以前から住みたいと考えていた〇〇地内で戸建住宅を建てることのできる土地を探していたところ、希望に合致する土地が見つかったため住宅の新築をしたいと申請されたものです。なお、申請地は接道はありませんが、隣接する土地の所有者から新築の際には進入路として使用する旨の同意書が提出されており、また市道からの位置指定道路部分についても、譲受人が所有者から一部所有権を移転し、共有とする旨の計画書類が提出されております。市建築住宅課へ確認したところ、接道要件が満たされていれば自己用住宅の建築は問題ないとの意見を伺っております。

提出された配置図によると、自己用住宅の建築面積は・・・㎡で、・台の車輛スペースの計画となっております。また排水は隣接地及び共有の位置指定道路を経由して市公共下水管へ接続する計画となっております。資金計画は整っております。また、隣接の農地所有者からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認したところ、耕作や管理はされておらず、雑草が茂り一部は雑木が生育しているなどの状況でした。説明は以上です。

**事務局（川上事務局長）** 番号2の案件について説明をいたします。

番号2ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はお手元に配布した資料をご覧ください。申請地は〇〇地内、で、〇〇〇から、北西約・・・メートル付近に位置しており、本年・月、相続により取得した土地でございます。現地の状況は、土地改良区域内の1種農地と判断いたしました。豊田委員さんと先日、現地確認をしたところ、

保全管理されている状態でごございました。次に、転用の目的ですが、譲受人は、認定農業者であり農産物の生産、加工、販売等を行う法人でございまして、申請地に〇〇〇の〇〇〇である〇〇〇を建設する予定でございまして。

申請書類等を精査したところ問題は見受けられません。また申請地の転用に伴う問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていることから、問題はないものと思われまして。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

**事務局（笠原主査）** 私からは番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は〇〇字〇〇畑・筆計・・㎡で、昭和・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、〇〇〇北西、・・メートル付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は現在アパートに居住しておりますが、なにかと手狭なため、かねてより実家周辺に住宅を新築したいと考えておりました。購入可能な土地を探していたところ、譲渡人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったものです。資金調達計画は整っています。また、隣接農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、耕作はされてなく、腰丈くらいのカヤが生えている状況で、年に数回は草刈りをしているのが見受けられる管理状況でした。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番 青野 孝司委員** 9番青野です。番号1について意見を申し上げます。概要については事務局説明のとおりです。当該申請地は、長年にわたり耕作されない状態が続いており、荒れた状態でした。譲受人が自己用住宅を建設したいと考えておりやむを得ないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

**12番 豊田 恵男** 12番豊田です。番号2について説明いたします。この法人は現在中蒔田で障がい者を雇用し、営農経営を行っております。経営者は自宅付近に事務所を所持したいことから考えていたようでございまして。譲渡人は譲受人の法人代表者です。問題は無いと思っておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。

**2番 上井 克彦委員** 2番上井です。3番について説明いたします。案内図をみていただきますと実家の近隣に自己用住宅を建築するとの事です。実家の近所に戻るということですので良い事だと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第62号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第63号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

**議長(糸東男会長)** 議案第63号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に説明をいたさせます。

**事務局(見澤主事補)** 私からは、番号1について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和4年11月29日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、〇〇〇他 畑・筆 計・・・平方メートルです。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、〇〇、〇〇〇地内に分布しています。

利用権を設定する期間は、令和5年3月1日から5年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

**議長(糸東男会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**3番 長谷川 満委員** 事務局より詳細な説明のされたとおりです。荒川も農業従事者の高齢化が進み、保全管理または耕作放棄の状態が出てきております。今回過去集積された近隣の畑が新たに集積されるので良いと思います。

**6区 木村 雄一** 長谷川委員より説明の有ったとおり、集積されて耕作機械等が入り易くなる。利便性が向上するようですので良いと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

**議長(糸東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地最適化利用推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長(糸東男会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第63号について市長からの申出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

**議長(糸東男会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第64号 農用地利用配分計画の意見について (1件)

**議長(糸東男会長)** 議案第64号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで、5番笠原倍吉委員に置かれましては議事参与の案件となりますので、一時退席を願ひます。(笠原委員退席)

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(見澤主事補)** 私からは、番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地

利用配分計画を定めるにあたり、令和4年11月29日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第63号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。借受人は、認定農業者である ○○○ と ○○○の2名で、配分を受けた後は申請地でそれぞれそば、季節の野菜の栽培を行う計画です。賃借期間については、どちらも令和5年3月1日より5年間で、賃料につきましては、農事組合法人○○○は10aあたり○○○円で、非営利活動法○○は10aあたり○○○円です。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。また、集積計画は計・筆であったのに対して配分計画は・筆となっています。○○○が借り受ける農地2筆は、すでに埼玉県農林公社への集積がなされております。○○○と地権者は以前に農地法5条の許可にて土地を取引した経緯があり、以前の借受人の倍の金額で賃借を行うことで双方合意しております。借受人が変更になることから、改めて配分計画に上程し、ご審議いただくものです。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**3番 長谷川 満委員** 3番長谷川です。詳細は事務局説明のとおりです。農業法人○○○が借り受ける場所ですが、すでに借受している隣接地ですので効率の良い耕作ができると思います。獣害対策も行いやすいと思います。また○○が借り受ける農地も、○○○の前が畑となりますので効率が良いと思います。中間管理機構を通じ借受するので問題は無いと思います。ご審議よろしく願いいたします。

**6区 木村 雄一** 6区の木村です。長谷川委員からの説明のあったとおりです。利便性もよいと思いますご審議よろしく願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地最適化利用推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**12番 豊田 恵男委員** 集積計画と配分計画において、畑の筆数に相違があります。このことについてご説明いただきたい。

**事務局（見澤主事補）** 先ほど説明させていただいた通り○○が借り受ける農地2筆は、すでに埼玉県農林公社への集積がなされております。配分計画の変更（借手の変更）ということです。合意解約については、過去の諸報告で報告済みでございます。

**議長（糸東男会長）** 他に質疑はございませんか。質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第64号農用地利用配分計画について市長に意見は無い旨を答申することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は市長に意見の無い旨を答申することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（桑東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして秩父市農業委員会 令和4年第12回定例総会を閉会いたします。